

令和7年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和7年12月22日 午前10時00分 開会
午後 8時42分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 3番 靄本義明 4番 速水一生

7. 議事日程

日程第1 議第82号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第83号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第84号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第85号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第86号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第87号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第88号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第89号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第94号 葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第81号 葛城市こども・若者家庭センター条例を制定することについて
- 日程第11 議第90号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第12 議第91号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第13 議第92号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第14 議第93号 葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第95号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第96号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第80号 葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第97号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第19 議第98号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第99号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第100号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第22 議第101号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第102号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

日程第24 議第103号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

日程第25 議第104号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

日程第26 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 議第97号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件

追加日程第2 議第104号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回葛城市議会定例会4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定をいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午後 0時30分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市当局から申出があり協議を重ねたため、中断となりましたことをおわびを申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時30分

再 開 午後2時44分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より、一般会計補正予算（第5号）が追加議案として提出をされました。また、予算特別委員会からは、令和7年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正案が議長宛てに提出をされておりますので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せて、これからの取扱いについて、12月17日午前10時30分より議会運営委員会を開催していただき、ご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 それでは、議第104号、一般会計補正予算（第5号）が市長より追加議案として提出されたこと、また予算特別委員会において議第97号の令和7年度一般会計補正予算（第4号）が修正可決されたことに伴い、委員会提出議案として修正案が提出されたことを受けまして、その審議方法について、去る12月17日午前10時30分より議会運営委員会を開会し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と併せまして慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する事項、公共交通の改善に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この3項目を常

任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。また、厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者サポートセンターに属する事項、不登校に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の5項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、議第97号の修正案につきましては、会期中に各常任委員会と（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会に付託された議案の採決終了後、予算特別委員会に付託されたほかの議案とともに一括上程し、議第97号の修正を含む委員長報告、報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

なお、議第97号の討論につきましては、初めに、原案賛成の方の討論を行っていただきます。次に、原案と修正案の両方に反対の方の討論を行っていただき、引き続いて、修正案に賛成で修正部分を除く原案に賛成の方の討論を行い、以降は原則、順番に繰り返し討論を行っていただき、討論終了後に採決をいたします。

また、議第97号の採決につきましては、まず、修正案に対する採決を行います。修正案が可決された場合は、引き続き修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて原案の採決を行います。

次に、追加議案につきましては、日程第24までの各会計補正予算の採決終了後に、日程第25、議第104号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、本定例会にて設置されております予算特別委員会に審査を付託いたします。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に予算特別委員会を開催し、追加議案について審査をお願いいたします。そして、委員会終了後、本会議を再開し、まず、付託議案の日程追加について諮っていただきます。日程追加後、議第104号議案を上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決をお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

増田議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りをいたします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査等を行うことにいたします。また、各常任委員長の皆様には、それぞれの調査案件につきましては慎重に審査いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会中に開催をされました各常任委員会において所管の調査事項について審査

をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 改めまして、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、社会教育センター跡地利用について、空間デザインコンペティション及び宿泊施設の誘致に係る支援制度についてであります。

理事者からは、令和7年6月から11月にかけて開催されたかつらぎみらいの森アイデアコンペについて、事業の内容と2次審査で選ばれた最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作3点の計6点の作品について、また、宿泊施設の誘致に係る支援制度を検討していることについて報告がありました。

委員からは、今回のコンペにおいて既存建築物を利用することを前提とした理由はという問いがあり、今回のアイデアコンペの実施に当たり、事前に日本建築家協会近畿支部と打合せを行い、建物を解体する案も市としてはあったが、建築家協会の方々から、建物を壊すことによってかなり環境に負荷がかかるということだったので、施設の再利用を含めた提案を募集する方向で決定し、今回の募集に至ったという答弁がありました。

この答弁を受け、以前より葛城市は奈良県に取壊しを要望していたと思うが、そのことについてどのようにお考えかという問いがあり、事業者が決まってないということがまず第一前提と考えている。事業者によって施設の活用を望めば、その方向で進むことになると思う。解体してほしいという事業者が現れれば、奈良県に解体を含めた要望をすることになると考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、市と奈良県が連携する大きな事業なので、選択肢を狭めるのではなく、よりよいものにするために選択肢は多くあるべきだと思う。しかし、今回のコンペでは、既存建築物の利用を前提としたものだけなので、選択肢を狭めている。取壊しを前提とした提案も求めるべきであるという意見がありました。

ほかの委員からは、奈良県の施設に葛城市がコンペを実施しているのだが、奈良県と共催することはできなかったのか、また、奈良県とはどんな協議をしているのか、今後どういった協議をしていこうと思っているのかという問いがあり、奈良県に共催していただくようお願いしたが、最終的に事業者を募るに当たって、奈良県がプロポーザルを実施する立場になるので、共催としてアイデアコンペを実施するのは難しいという回答であった。このコンペ終了後に、奈良県の担当課と今後の進め方について協議を行った。法的整備等やるべきことはあるが、大前提として、この土地を活用していただく事業者を奈良県と協力して探していくということで方向性は一致している。その手始めとして、今回2次審査に残った方々に声

をかけ個別に話を聞いているところではあるが、手を挙げてくれる事業者を探すのは難しいということである。しかし、これで諦めることなく、奈良県と協力して引き続き進めていくよう協議をしているので、事業者を探すことを重視して取り組んでいきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、今回コンペは実施したが、これが実現につながっていかないと、ここに対する興味も薄れていくということになってはいけない。休館以来、懸念材料として残っているので、社会教育センターを何とかしたいと思う地元の多くの人たちのためにも、ぜひ進めていただきたいという要望がありました。

ほかの委員からは、全てがわくわくする作品ですばらしい夢のある施設になっていると感じたが、今回のコンペは事業費を考慮していないプランであるため、実際に事業者を探すのは難しいと思う。今回のコンペを総括して、この後にどのような方向に進むのかという問いがあり、これまでの誘致は場所だけの提案であったが、今回の6作品が出てきたことで、事業者にこれらのアイデアを提案することができるので、一歩進んだ提案ができるようになったと考えている。2次審査に残った方々には、提案いただいた内容を事業者の誘致に利用することについて同意を得ているので、今後、いろんな場面で提案していきたいという答弁がありました。

ほかの委員からは、新しい試みで一歩でも進めていただいてありがたいと思う。これから業者を確保して、市街化調整区域なので地域計画も策定しなければならない。市長は今後このコンペをどのように利用しようと考えているのかという問いがあり、市長から、2次審査の審査員だったが、非常にすばらしい案が出てきた。審査委員長から今回賞を取られた方々全員に、計画そのものを最終案とするのではなく、その要素をピックアップさせていただいて、混合した形になる可能性も含めてご了解をいただいた。民間事業者にとっては採算ベースに乗るといふところがあるが、葛城市は宿泊施設がないので、データを取るべき先例がないということも1つのネックになっている。非常に難易度が高い話であるが、難易度が高いゆえに実際に活用できたときには、葛城市としては一大拠点となるべき施設になるエリアという認識をしている。あくまでこの施設は奈良県の持ち物なので、奈良県議会議員の皆様方にも協力していただくとともに、知事ともお話をさせていただいて順次進めてまいりたいという答弁がありました。

この答弁を受け、獣害もあり地元住民も懸念している。一刻も早くここを活用して健全な姿に戻っていただきたい。また、葛城インターチェンジエリアとその周辺を含めて、奈良県と協議をしていただきたい。また、市長はいろんなところでいろんな方にお会いすると思うので、このアイデアを武器としてしっかりPRをしていただきたいという要望がありました。

ほかの委員からは、この地域はポテンシャルが高いと言うが、それならなぜ業者が来ないのか、何が不足しているのかという問いがあり、市長から、宿泊関係の民間事業者はいろんなデータ分析をするので、その地域に建てることによって、その地域だけの宿泊者だけを考えるのではなく奈良県全体として考えられるので、葛城市だけを改善する話ではないと感

じている。また、民間事業者なので、奈良県も宿泊者に対してある種の助成をしている。県内外も含めて、民間の宿泊施設の誘致に関してはいろんな助成の考え方や、行政ができることを協力しながら育成していく作業が必要になってきていると感じている。最終的に、民間事業者の皆様がここで営業していけるかの判断を出されるときにの要素として、このたびのアイデアを含め、そのハードルを下げるための要素というのは積み重ねていく必要があると考えているという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました7議案と本委員会所管の調査案件につきまして、12月15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、学童保育事業の進捗に関する事項についてであります。

理事者からは、学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供に関して保護者を対象に行ったアンケートの結果や、冬休み中にならコープに協力をいただき、試験的な導入を行うことなどについて報告がございました。

委員からは、1回当たり500円から600円程度の設定ということだが、利用に当たっては料金がネックになってくると思う。量にもよると思うが、正式導入になったときに料金が下がっていく見込みがあるのかという問いがあり、数がそろわないと難しいという意見の業者の方も多く、料金の部分もこれからいろいろ検討をしていくことになると思うとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員から、この制度を導入するに当たってある程度の量を確保するために、葛城市周辺の自治体と一緒に事業を行うことは検討していないのかという問いがあり、近隣の市町村と一緒にできないかは全く検討していなかったもので、今後、研究させていただきたいとの答弁がございました。

他の委員からは、業者から届く弁当は温めたりするものがあるのか、また、何かあった場合の対応についてはどのように考えているのかとの問いがあり、保冷バッグに入れてくるため、冷たいままのお届けになると聞いている。温める手段等は今持っていないので、今回はそのまま提供させていただくことを予定している。支援員は届いた弁当を注文された児童に配るため、食の安全はコープと保護者の間で成立すると考えている。見守りについては、支援員がしっかりとさせていただくとの答弁がありました。

また、別の委員からは、夏休みには本格的に導入していただけたらと思うが、今後のスケジュールはどう考えているのか、また、PRはどのようにしているのかという問いがあり、夏休みもできればいいと考えているが、今回のことを踏まえてからのため、言いきれない。

PRについては、支援員から学童に来られている方に手渡しでお知らせを配らせていただいている。また、そのときに利用がなく渡せなかった方には郵送しており、今の冬休みに利用される全ての保護者にはお渡しさせていただいているとの答弁がございました。

次に、令和8年度の保育事業に関する事項についてであります。

理事者からは、華表保育園が認定こども園に移行予定であることについて報告がありました。

委員からは、保育ニーズに対して、できるだけ多様なやり方でやっていただきたいが、行政が考える問題はあるかという問いがあり、定員について変更はなく、それに合わせた職員の配置等にも問題はない。今までどおりの運営でいけると考えているとの答弁がありました。

別の委員からは、今後、保育園が認定こども園になるような動きになっていくのかという問いがあり、こども家庭庁の資料によると、全国的にも認定こども園の数自体が増えている。現在は保育所として運営されているところがこども園化されるところも増えてくる一方、今後、新たに設置される場合はこども園として設置される所が多くなっていくのではなかろうかと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、本市の認定こども園は市長が園長を兼任されているが、県内で保育園や認定こども園の園長を首長がやっているところはない。職員にとっても、何かあったとき、すぐ相談できる体制が重要であるため、保育現場にとって果たしていいのかどうか、引き続き検討をしていただきたいとの要望がございました。

次に、部活動の地域展開に関する事項についてであります。

理事者からは、9月議会以降の進捗及び今後の予定について報告がありました。

委員からは、部活動の指導について、大学生などの協力を求めるのも1つの方法であると思うが、具体的にどのように動かれているのかとの問いがあり、教育長より、あくまでも地域展開したときのクラブの指導は、地域の方に広く長くやっていただけるということを前提に考えている。大学生が時間のあるときに、いわゆるスポット的に指導に来ていただくというのは、現在でも教育実習に来ていただいた学生を引き続き学校ボランティアという形で部活動や放課後の学習指導に来ていただけるような仕組みもあり、そういったところで多くの学生も、実際のところ指導に来ていただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、同じ年代の層にアナウンスしていただく仕組みがあれば見つけやすいと思う。市の広報やホームページは、若い方ではほとんど見ていないため、違う方法でアプローチしていくことが重要である。指導者の確保がこれからの大きな課題であると思うので、引き続きお願いしたいとの要望がございました。

また、この案件の最後に、学校に関連することとして、理事者より、新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿化改修工事の工程の前倒しと、奈良県教育委員会によりオンラインスクールC o c o r o キャンパスが整備されたことに伴う、葛城市の i S p a c e の閉鎖などに関して報告がございました。

次に、学校給食の地域連携に関する事項についてであります。

理事者からは、本年8月の葛城市中学生「志」議会で提案のあった友好都市との交流と

して、岡山県新庄村との学校給食での交流を行うことについて報告がありました。

委員からは、この事業は毎年やっていくのかという問いがあり、生徒同士の自主的な交流であり、その中で継続ということになれば、給食センターでも協力させていただきたいとの答弁がありました。

また、この案件の最後に、学校給食に関連することとして、理事者より、市内の給食米飯加工業者で発生した事故のその後の経過について報告がありました。

次に、おひさま堆肥事業に関する事項についてであります。

理事者からは、9月議会以降の経過について報告があり、10月3日に行われた平岡区への説明会の内容やその後の経過、また、新しい堆肥場の状況などについて説明を受けました。

委員からは、平岡区との最終的な合意内容を文書化し協定書を結ぶとのことだが、現時点での同意の見通しはどの問いがあり、市の内容と相手方が思われていることに少し開きがあることから、時間がかかると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、事業的などころにご理解をいただいて、双方が納得できる形を一日も早く実現できるように努力をお願いしたいとの要望がありました。

次に、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてであります。

理事者からは、福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入等について、コロナ禍前と比較しながら、令和7年度の状況について報告がありました。

委員からは、お風呂やプール、パターゴルフ、卓球、カラオケなどの利用者が非常に減っていると思うが、減少傾向である理由はどの問いがあり、コロナ禍前と比べて若干下がっているが、令和5年度や6年度と比較すると増加傾向となっており、着実に成果は上がってきていると考えているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、何か支障を来しているからこのような現象になっているわけではなく、基本的には徐々に増加しているというところで頑張っていると思う。もし備品の不備があればしっかりと直していただきながら、これからも励んでいただきたいとの要望がございました。

別の委員からは、目標に対する比較のベースは人数なのか売上げなのか、また、施設を管理運営していく中での今後の考えはどの問いがあり、市長から、あくまで福祉施設であるという前提で考えており、売上げベースではなく、基本的な考え方は利用者ベースであるという認識を持っている。その中でどのような活用ができるのか、福祉もしくは市民の健康に対してどのようなメリットを上げていけるのかを追求していくのが、行政から指定管理者に対する要求であると考えている。また、ゆうあいステーションはリニューアルをしていないため、施設の老朽化がある中で、特に設備の部分でご迷惑をおかけしたりしている。いつのタイミングでリニューアル作業に入るのか、これからの大きな課題になると考えているとの答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されています。ことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

増田議長 次に、会期中に開催をされました議会改革特別委員会並びに（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会について、各委員長より報告をお願いします。

まず、議会改革特別委員長より報告をお願いします。

5番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の協議の状況についてご報告を申し上げます。

委員会につきましては、12月10日午前9時30分より開催をし、議会改革に関する事項について、協議案件として、これまでの主な実績について、議会議員が委員となる各種委員会などについて、議員定数・報酬・政務活動費について、市民懇談会についての4つの項目について協議を行いました。

初めに、これまでの主な実績についてであります。

平成22年から議会改革特別委員会が実施してきました主な実績が掲載された資料を基に、前回の市議会議員選挙があった約4年前から現在までの実績を事務局から報告を受けました。その中で、令和7年11月19日に実施しました市議会議員選挙による改選後に全議員を対象とした研修会について、受講後の感想を確認いたしました。期別に関係なく、多くの議員がおおむね有意義な研修であったという感想でございました。新人議員からは、もう少し初歩的な内容を加えていただきたいや、一般質問の仕方についてももう少し詳しく教えていただきたいという意見があり、これらの意見を踏まえ、4年後、同様の研修が行えるよう、事務局にその旨、申し送りしていただくようお願いをいたしました。

次に、議会議員が委員となる各種委員会などについてでございます。

改選前の令和7年9月17日に開催しました本委員会で、基本的に行政主導の各種委員会などへの市議会議員の委員選出は行わないが、一部引き続き委員を選出する委員会などがあること、委員は選出しないが、会議の傍聴を希望する委員会など大枠が決定していたので、傍聴を希望する委員会などについて可能であるのか。この照会結果を事務局から報告を受けました。傍聴を希望する7つの委員会などのうち6つは可能であるが、1つの委員会については、現時点では傍聴不可であるが、条例改正する際に傍聴について規定したいということなので、現状全ての委員会などについては問題ないということでございました。

これを受け、いつから各種委員会などに市議会議員が委員として出席しないようにするのか協議した結果、1つの区切りとして、令和8年4月1日から実施する旨を理事者側に通知をし、各種委員会ごとに例規の改正や委員の補充などを行っていただき、体制が整ったものから順次実施していくことになりました。また、重要な計画を策定する委員会などについては、傍聴した内容を参考に常任委員会で調査案件としていくのか検討するとともに、ほかの重要な計画についても常任委員会などで調査する機会をどのように設けるのか、今後、検討していくことになりました。

次に、議員定数・報酬・政務活動費についてでございます。

令和5年9月に作成いたしました葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書の内容と、直近である令和6年12月31日現在の人口類似団体の状況について事務

局から説明を受けました。議員定数については令和6年12月議会で2人削減する条例改正をいたしました。報酬と政務活動費については結論を出すところまでは至っていません。これまで本委員会で調査してきた内容を踏まえ、どのように協議していくのか、委員の皆様から意見をいただきました。人口規模で類似する市の中で最も議員定数が少ないので、1人の責任は他市よりも重いことから、議員個人の資質向上のためにも政務活動費を導入すべきであるという意見が大方でございました。

一方、報酬については、長年見直していないことや物価の上昇を考えると引き上げすべきである。また、議会の判断で、過去の報酬等審議会で提示された額より低い金額で条例提案し、現在の報酬額となっている。それらのことを考慮すると引き上げるべきであるという意見と、現在の物価高で苦しんでいる市民もあり、現時点で議員報酬を引き上げるとは言えないという意見もございました。これらの意見から、政務活動費については今後も導入に向け進めていきますが、市民に理解を得るために、先進地の視察を含め研究をしていきます。報酬については、第三者機関である葛城市特別職報酬等審議会に諮るための方法などについて調査をしていくことになりました。

最後に、市民懇談会についてでございます。

市民懇談会については、過去に4回実施をしており、その中でもスクール形式で1回、グループワークで1回開催していること、それぞれよい点や悪い点はあるが、今後どのような形式で開催するのか、いつ頃開催をするのか、年何回開催するのか、参加対象をどのように絞るのかについて協議をいたしました。

委員から、予算や決算を報告するよう議会基本条例に明記をされているので、それらが報告できるときに2回開催すべきであるや、できる限り市民がたくさん参加できる時期に開催すべきである、年間2回開催して、旧新庄町地内で1回、旧當麻町地内で1回実施すべきであるなど、たくさんの意見がありましたが、開催時期は夏休みのあたりで期間を空けずに年2回実施し、開催場所については各旧町地内で1回ずつ開催することになりました。開催方式は、グループワーク形式とし、2回ともに市民全員を対象に参加者を募集することといたしました。このことから、会場の決定及び広報に関して逐次進めていくことを確認いたしました。

以上、本定例会中に開催をいたしました協議の状況についてでございますが、今回の議会改革特別委員会から、委員が12人と議長が出席するので、議員全員の特別委員会となり、活発に意見や提案がなされておりますことを付け加えまして、議会改革特別委員会の報告といたします。

増田議長 次に、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長より報告を願います。

9番、奥本佳史議員。

奥本(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長 議長のお許しを得ましたので、報告いたします。

去る12月4日の本会議におきまして(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会に付託されました議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称) 當麻複合施設

の指定管理者の指定について及び本委員会所管の調査事項につきまして、12月17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会所管の調査事項の審査概要をご報告申し上げます。

本委員会においては、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する事項について報告を願い、(仮称) 當麻複合施設整備工事の進捗状況、開館に向けたスケジュール、(仮称) 當麻複合施設の愛称、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業の4項目について説明をいただきました。

まず、理事者より資料を用いて、整備工事の進捗状況、開館に向けたスケジュール、(仮称) 當麻複合施設の愛称の3項目について説明がありました。

質疑では、愛称が「n i c o n o w a (にこのわ)」に決まったが、ロゴマーク、シンボルマークや掲出する看板等を親しみやすいものにする必要があると思うが、どう考えているのかという問いがあり、今後、設計者や指定管理者の方に協力をいただきながら、ロゴタイプや、できればシンボルマークも考案してまいりたいという答弁がありました。

次に、理事者からは資料を用いて、残る1項目の(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業に関して、商業施設等として活用いただける民間事業者の公募型プロポーザルの結果、市民生活協同組合ならコープを選定したことや、その提案内容等について説明がありました。

質疑では、商業施設が来るということで地域の方は大変期待されているが、一番懸念されることは駐車場である。最大の駐車場は何台かという問いがあり、市の公共施設用駐車場として當麻図書館の跡地に約105台、農村広場の利用者に優先的に活用していただける駐車場として約62台を整備予定としている。また、それに加え、民間施設用駐車場約113台を整備予定である。つまり、公共施設用駐車場としては、現在の駐車場台数147台に対し、将来の整備台数167台に増加する。また、現在の施設の利用者、農村広場の利用者を合わせて利用していただいた場合でも、通常の利用の場合であれば、ピーク時に約150台あれば賄われると試算しているという答弁がありました。

また、開館に伴って交通量が増えると思われるが、近鉄当麻寺駅方面から来られる場合、一部道が狭くなっている。道路や周辺整備についてどのように考えているのかという問いがあり、副市長から、オープンしてみないと車の交通量は未知数な部分があるが、できる限りの安全対策や看板を立てる等の対策も講じながら、適切な対策を講じていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、北側に抜ける道路の一部が大変狭く、従来から住民の方から要望がある場所なので、周辺の道路整備についても検討していただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員から、複合施設に室内遊び場が取り入れられており、非常にうれしく思っている。小さなお子さんを連れて行くときはベビーカーや抱っこで行かれると思うが、駐車場から複合施設もしくはコープに行くときに雨ざらしになっている。屋根付の駐車場は検討されているのかという問いがあり、複合施設側については、身体障がい者優先駐車場を1台分用意しており、施設横付けで別入り口から入っていただくような動線となっている。そのほかの駐車場については、現時点では想定をしていないという答弁がありました。

この答弁を受け、特に雨の日は子どもを連れていく保護者は本当に大変だと思うので、施設に出入りがしやすいよう、歩道など通行するところに関しては配慮していただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員から、公共バスの停留所について、商業施設から少し離れているが、今後検討されるのかという問いがあり、コープ側より公共交通バスとの連携を検討したいというような内容の提案もあって、市としても協議を進めていきながら検討してまいりたいという答弁がありました。

また、ほかの委員から、農村広場について、防球フェンスの整備をどうするのか、また、工事期間中はグラウンドを使用できないのかという問いがあり、現在の農村広場の一部を改良し、駐車場として活用できるよう整備をする予定である。その駐車場にボールが飛び込むことを防ぐため、12メートルの防球フェンスを設ける。また、グラウンドの東側に向けても、ボールが飛び出るといったことが多数発生しているということも聞いているため、民間施設が来ることもあって事前に設置したいと考えている。この防球フェンスと新駐車場の整備工事の期間中はグラウンドが利用できないため、予約を少し制限させていただく。そして、工事の期間については契約後に具体的な協議を進めていくことになるが、期間が短くなるように調整をしてまいりたいという答弁がありました。

この答弁を受けまして、農村広場は少年野球も含め現在も使用している場所であるため、使用できる状態で工事ができるのであれば検討していただきたいという要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

増田議長 本定例会中に開催されました、常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告につきましては以上でございます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第1、議第82号から日程第9、議第94号までの9議案を一括議題といたします。本9議案は総務建設常任委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第82号から議第89号まで、及び議第94号の9議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第82号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、ひとり親家庭等医療費助成制度などを円滑に行うため、住民基本台帳に記録されていない方をマイナンバーにひもづけするということだが、住民基本台帳に載せられないということは複雑な家庭環境という場合も想定される。この制度によって個人情報により一層厳格に保護されるのかという問いがあり、機微（センシティブ）情報に関してはマイナンバーに連携していないため、ご心配いただいているような個人情報の漏えい等はないという

答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第83号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、議第86号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについて、議第87号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議第88号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、非常勤の特別職は報酬、一般職の職員は常勤で給与となっているが、給与と報酬の違いは何か。また、人事院勧告は、一般職の常勤の職員に対する給与改定の勧告である。それに準じて議員の期末手当についても改定するとのことだが、法律あるいは条例の根拠はあるのかという問いがあり、一般的に報酬とは、一定の役務の対価として与えられる反対給付とされている。給料とは労務に対する対価の意味において報酬と同じであるが、常勤の職員に対するものを給料と称しており、給料は生活給の性格も有している。議員の期末手当を常勤職員の給与改定に準じて行う法的な根拠については、法律に明記されていない。しかし、従前より本市においては、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行い、それに併せて議員及び常勤の特別職の期末手当の改定を行っているという答弁がありました。

この答弁を受け、議員報酬の期末手当の改定は慣例で従来からやってこられたが、違和感を感じる。これは議会の問題でもあると思うが、議会がまず議員報酬や期末手当の在り方も含め検討した上で、第三者による特別職報酬等審議会に諮り、客観的に判断してもらうのが一番妥当だと思っているという意見がありました。

議第84号については、賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議第83号、議第86号、議第87号、議第88号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、月額3万円から12万円に増額となっている。報酬審議会等も含め、内部でどのように議論されたのか、また、いつのタイミングでこの報酬を変更されようとしたのかという問いがあり、報酬算定についての根拠もあり、他市と比較しても大きく乖離しているものではなかったため、特別職報酬等審議会に諮問する必要がないと判断しており、条例どおりの運用をさせていただいている。また、具体的な時期は不明だが、改正の意識は少なくとも令和4年にはあったが、実際の作業としては令和7年3月の予算委員会直後より検討を進めて、今議会での提案とさせていただいたという答弁があり、この答弁を受け、報酬を上げることはよいことだと思うが、前任の監査委員の退職のタイミングで上程されている。新しく選任された方についても現行の条例の報酬を見て受けていただいているのか、人選も含めてこの報酬との兼ね合いがあるのかという問いがあり、従前から民間の方をお願いしており、

非常に質の高い監査を実施していただいていた。識見監査委員の退職に伴う後任の人事の人選に当たり、今後、市として引き続き監査機能を強化していくことを考えたときに、県内7市が士業の方を人選しており、報酬についても県内平均が11万円台であることを踏まえて、士業の報酬額の目安基準に基づき積算をさせていただいた。また、今回の条例改正の報酬を前提に依頼はしていないという答弁がありました。

また、市長から、宅氏とともに内部統制の在り方や監査の在り方等、行政内部の監査組織の強化ということを図り、意見を聞きながら歩んできた。しかし、宅氏のほうから体力的な問題があり、任期途中であるが辞職したいという強い意志を表されたので人選に入った。人選について、従前のように民間の経営者等がよいのか、また、これからの監査の在り方についてどのような強化をするのがいいのかを検討した結果、公認会計士という会計に強い人選をさせていただいたという答弁がありました。

また、ほかの委員から、条例を改正し附則をつけ、今年の4月1日から遡及することはできるのかという問いがあり、本条例には遡及事項が含まれていないため、遡及対応はできないと考えているという答弁がありました。

また、ほかの委員から、今回は士業の方だが、次に替わられたときに士業の資格を持っていない方でも、それに相応する識見を有する方がお受けしてもらえるとすることでこの価格を設定されたのかという問いがあり、市長から、識見監査委員については過去においても、名誉職的な意味合いを持ってお受けいただいていたとの認識を持っている。監査の質であるとか、それに対する時間や時給に見合った額としての報酬の3万円を設定したわけではなく、労働力としての対価としては非常に報酬は低かった。そういう意味においても、今回1つの参考基準として士業の資格を有する人の時給、それに対する対価を比較し決定した。過去において監査委員をしていただいた皆様方に対しては非常に貢献していただき、感謝をしているし、また、感謝の気持ちをこれからも大切にしていきたいという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第94号、葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見が出されたことを付け加え、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

増田議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、速水一生議員。

速水議員 議案第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

今回、期末手当の引上げにつきましては、3点の理由より反対いたします。第1に、国の動向が変更されたこと。第2に、全国でも奈良県におきましても、本年度、冬季ボーナスは現状維持か減少が大半であること。第3に、実質賃金が10か月マイナスであること。

まず1点目ですが、読売新聞からの記事ですが、国会議員の歳費増額法案も12月3日に見送ると説明があり、期末手当も次期国政選挙後まで据え置く歳費法の改正案が12月11日に衆議院を通過いたしました。国が見送るのに葛城市は行うのでしょうか。すなわち、議員の期末手当を引き上げる根拠にはならないわけであります。

2点目ですが、帝国データバンクの調べで、本年度賞与の増額企業は23.0%から22.7%に減っています。現状維持が44.7%、賞与がないが12%、この時点で69.9%の企業が増えてないということです。奈良県におきましても、奈良新聞からの記事で、冬季ボーナス支給予定額が平均41万8,758円と減少(南都経済研究所調べ)とあります。この内容から、皆さんのボーナスは減っている、もしくは現状維持と説明したとおり、これもまた引き上げる根拠に

はなりません。

3点目ですが、厚生労働省が12月8日に発表した毎月勤労統計調査によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は前年比で0.7%減り、2025年1月以来、10か月連続でマイナスです。すなわち、市民生活が悪化しているということです。既に一定の報酬をいただいている議員については、最低でも現状維持を図るべきではないでしょうか。

以上3点から、選挙で選ばれた我々が先に上げるというのはありません。市民の理解を得ることができませんでしょうか。よって、今の段階では反対いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私も、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

この条例は、市会議員の期末手当を引き上げることを内容としております。その根拠は、公務員の給与引上げに係る人事院勧告に準じて行うということであります。しかし、人事院勧告は、公務員と民間労働者との賃金格差を是正するために、職員の給与及び期末・勤勉手当等の手当について改定を行うものであって、議員の報酬及び期末手当の改定を目的とするものではありません。したがって、議員報酬については、人事院勧告に関係なく、報酬額の変動はありません。

ところが、期末手当については、人事院勧告に準じて毎年引き上げたり、時には引き下げたりとする条例の改正案がこの時期に上程されます。これは慣例によって行われているということであります。しかし、議員報酬は、議会で議員自らが直接決めることを避けるために、特別職報酬等審議会に諮問して改定をしなければなりません。ところが、議員の期末手当につきましては、そうした第三者機関に諮問することなく、議員自らが直接条例改正で決めており、議員報酬の決定の在り方に整合性が取れていないと考えます。期末手当の引上げについて議員自らが決める在り方について、まして引き上げることについては異議がございます。私は、定期的に議員報酬及び期末手当の見直しを第三者機関で行って、議員報酬等の水準を判断してもらい、その上で報酬及び期末手当を改正すべき議論を議会でも始めるべきだと考えます。

以上の理由から、本条例案について反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

5番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、令和7年8月の人事院勧告を受けて、現状の6月期と12月期の期末手当1.725月分を12月期において0.05月分引き上げ、1.775月分とし、年間3.5月分に改定をするものがございます。議員の報酬にあっても生活給としての一面もがございます。この物価高騰の中で民間との格差が開き平準化していないとすれば、議員の成り手不足にもつながってまいりま

す。

また、私たち議員は、質の高い議論をするためにも、議員としての資質を上げていく必要がございます。残念ながら、葛城市議会には議員の研さんを積むことでかかる経費も、政務活動費がないことで自身の報酬から捻出しておるところでもございます。私の考えとしては、引き上げられた分しっかりと自身の研さんを磨き、議員として資質を高め葛城市議会全体を底上げすることで、市政がよりよい方向に向き、市民の皆様へと還元できることと考えております。それこそが議員としての職責を全うすることであると考えておるところでございます。

以上のことを理由として、私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議第84号は原案のとおり可決をされました。

日程第4、議第85号の議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、梨本洪珪議員。

梨本議員 私は、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、監査委員報酬を月額3万円から12万円へ、実に4倍に引き上げるという今回の条例改正についてであります。

監査委員は、市政運営の適正さを外部から厳しく点検する、極めて重い責任を負う存在です。その職責の重要性を踏まえ、報酬水準について議論すること自体を否定するものではありません。しかしながら、なぜ今なのか。なぜこのタイミングなのか。市民に胸を張って説明できるのか。私は大きな疑問を抱いております。

長年にわたり職責を全うされてきた現在の監査委員は、12月をもって任期途中で退任されます。その交代のまさにこの時点で、後任から報酬を4倍に引き上げる。これは制度論以前に、人としての敬意、行政としての品格が問われる対応ではないでしょうか。結果として、これまでの監査はその程度の評価だったのかと受け取られても仕方のない改正であります。現任者が果たしてこられた役割と努力に心から敬意を表しているのであれば、少なくともこ

のような形での改正にはより慎重な配慮が必要であったはずです。

次に、財政運営の観点から申し上げます。

今回の報酬増額は補正予算で措置されております。補正予算とは、本来、緊急性、不可避性のある支出に限って対応すべきものです。監査委員報酬の改定が果たして、今すぐでなければならぬ案件だったのでしょうか。制度改正を行うのであれば、当初予算において市民や議会に十分説明し、議論を尽くすのが財政規律の基本であります。この手続を省略したかのような進め方は、急いだ理由を勘ぐられても仕方がないと言わざるを得ません。

そして、ここからは市長の姿勢について申し上げます。

現監査委員は、体調を理由に退任を申し出られたと説明されております。それ以上の事情について、私がここで断定的に申し上げる立場にないことは重々承知しております。ただ一方で、監査という役割の性質上、時に執行部にとって耳の痛い指摘がなされることは当然のことです。にもかかわらず、監査の指摘がどのように受け止められ、市政運営にどう反映されてきたのか。この点について、市長ご自身が十分に向き合ってきたと自信を持って語れる状況だったのか、私は疑問を持たざるを得ません。

監査は、市長を気持ちよくさせるために存在するものではありません。市政をよりよくするために、時に不都合な現実を突きつける存在です。その役割を果たしてきた現任者が去り、入れ替わるその瞬間に報酬を大幅に引き上げる。この光景を見て市民がどのように感じるのか。これからはより言いやすい監査体制になるのだろうかとの疑念を抱かせることがあっては、監査制度そのものの信頼を損ないます。本来、市長が示すべき姿勢は、厳しい指摘を受けても、それを正面から受け止め市政に生かす、その覚悟であります。それが十分に伝わらないまま進められる今回の条例改正には、私は到底賛成できません。

以上の理由から、本議案に対し反対の意を表し、私の討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

5番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をいたします。

本条例は、監査委員報酬を現状の月額3万円から12万円に引き上げるものでございます。報酬額としては、県内の識見監査委員の平均とされており、適正な額であると判断をいたしました。また、時期としては次年度からでよいのではという意見もございましたが、本当に今まで長年にわたり代表監査委員としてご活躍いただいた方の退任から次の監査委員を求める時期としては、適切であるのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、本市には監査委員室もなければ、こういった前任者が辞めることで気づく報酬額の見直しであるとか、監査講評についての対応であるとか、監査に対しての市としての向き合い方については改善することは必要であるとの意見を付け加えまして、私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例は、監査委員で識見を有する者の報酬月額を3万円から12万円に、令和8年1月1日から引き上げることを内容としております。

反対の理由を申し上げます。こうした非常勤の報酬の在り方については、年度当初によく検討した上で変更すべきであって、年度途中で補正予算で行うべきではないと考えるからであります。まして、監査委員の年度途中の交代に合わせて変更することなどあってはならないと考えます。行政の安定性、信頼性を損ねることになります。拙速な改定と言わざるを得ません。

監査委員は2名おります。そのうちの識見を有する者の報酬は4倍に引き上げながら、議員選出の監査委員の報酬が据え置かれている。検討はなされたのでしょうか。どのような根拠でこうした差異をつくったのでしょうか。議会選出の監査委員の報酬水準と併せて、識見のある監査委員の報酬の検討を総合的に行うべきではなかったのでしょうか。

以上の理由から、私は本案に反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員 私も、反対の立場から討論をさせていただきます。

本件、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてというのが議案でございます。中身について先ほどから議論されていますように、討論されているように、監査委員の報酬というものを月額3万円から12万円に上げようというものです。私は、監査にこれから重点を置かなければならないということで、引上げそのものについて異議を申し上げるものではございません。しかし、この議案のとおり、非常勤の特別職、これには教育委員さん、また選挙管理委員さんとか、この条例に関しては、教育委員さん、選挙管理委員さん、今議題となっている監査委員さん、農業委員さん等、それぞれの報酬というのが明記をされております。これが非常に他の同規模の市町に比べると低い。この中で今回は監査委員さんが交代をされるというこの時期に、監査委員さんだけを議論するという自身に私は疑問を感じております。

今、葛城市にとってこれらの非常勤の特別職、教育委員さんも低いです。教育委員さんはこれでいいのか。選挙管理委員さん、この間も我々の選挙がございましたけども、選挙管理委員さんはこれでいいのか。農業委員さんはこれでいいのか。調べてください。ほかの町は低いです。こういうことも総合的に考えた上で、こういう非常勤の特別職の報酬というのは検討し、議案として出していただきたい。

そして、出すのであれば、先ほどから出ておりますように、全体として出してほしいですけども、やはり当初予算で出していただく。何も今回交代をされるというこの時期に出されると、やはりいろんな考え方、臆測とかいうのも出てまいりますので、行政のやり方として、やはり全体として、非常勤の特別職全体を見て、これは上げなくてもいい、これは上げやなあかんということを考えた上で出していただかなければならない、私は強く感じております

ので、上げることに反対しているもんじゃないです。このやり方等については考えていただききたいという趣旨から、反対といたします。

以上です。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私は、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の報酬の増額ということでございますが、年度途中の変更であるという理由をもって、12月末をもって辞任される代表監査委員の補充員として、次の新たな公認会計士を起用するというところでございます。業界に合わせた報酬とし、3万円から12万円に変更するものがあります。専門職という理由からであります。これまで3万円で市民の中からそういう職務に当たっていただいたということに、そのままその厚意に甘えっ放しというような、そういった職務であったことは間違いないと思います。

しかし、報酬のことだけでなく、監査自身に、そういった厚意を持って職務に当たっていただいたこれまでの代表監査委員の能力は非常に高いものであったと。人格ともに非常に優れておられて、特にDXの推進や内部統制、そしてコンプライアンス等の民間企業においても豊富な経験をされたゆえの業務でありました。葛城市民のために、自分の業務を度外視して、そういった報酬のままでその職務に当たっていただいたことは、改めて敬意と感謝を申し上げたいという思いを持っていただきましたゆえに、今年度においてそれだけの報酬を支払わなければ新しい監査委員としてお迎えできないと。特に、今このままでしたら令和8年の1月から3月の業務に支障を来すということであろうというふうに私は理解をいたしております。

この際、監査の重要性というものを見直していただきまして、改めてこの監査、今度は12万円の報酬という大きな報酬の中で業務に当たっていただくことを強く思っていたいたゆえに、この業務の支障を来してはいけない、1月から3月の業務を支障を来してはいけない、私はそれだけの理由に、今回はこの議案に賛成しなければならない状況であるというふうに思っております。

そういった理由から、ぜひこのまま監査をしていただくことができない、非常に残念なんですけども、新しい監査委員にしっかりと頑張ってもらいたいということを強く要望しまして、私の賛成討論とさせていただきます。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

9番、奥本佳史議員。

奥本議員 私、9番、奥本は、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて賛成の立場で討論をさせていただきます。

私、議選の監査委員としてまだ任命されて間もないんですけども、この短期間ですが、現状の代表監査委員と一緒に仕事をさせていただいた限り、監査がどれだけ大変か、また、どれだけ重要かというところを非常に勉強になっているところでございます。

また、先ほどから反対を述べられた議員各位の内容を聞いていますと、やはり他市と比較したときに、葛城市のこの待遇というのは見劣りします。先月も県の監査の勉強会、一緒に参りましたけども、ほかのところの監査委員さんのポジションというのはやはりうちと違って、非常に行政内でもそれだけ価値のあるものとして、また尊重すべき意見として対応されておりました。そこに立って、これまでそういう待遇にかかわらず、歴代の監査委員さんは、本当に葛城市のために尽くしていただいたわけなんです。それを今後も続けてもらわんと駄目だけど、やはりほかと比べると金額的などころで見劣りする。これは現実です。そこを行政は一応認識して変えていこうと。つまり、それだけ監査に対してのこの意見を尊重する立場に変更されたらと、私はそういうふうに解釈いたしまして賛成するものでございます。

やはり監査というのは、行政にとって耳の痛いことを指摘する立場にあります。また、嫌われることもあえて言わないといけない立場にあります。でも、そういう立場だからこそ、そういう人の待遇というのは大事にしないといけないと私は考えますので、議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

6番、杉本訓規議員。

杉本議員 私は、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、ずっとやられてた監査委員さんのお給料、費用というんですか、安過ぎるんじゃないですかって言っていたんで、やっと上げていただいたという、そういう感想でございませうけれども、やっぱり先ほど他市と比べても安かって、分かってたんやったらもっと先に上げてほしい。後に上げるというのも分からんでもないですけど、今までやっていた監査委員さんのことを考えると、今かいと、もっと早く上げたってくれよというのが僕の率直な感想ですけれども、やっぱりそうやって上げていただいたのは、これからそれだけの仕事をやっていただいていた、今までも、そしてこれからもやっていただく。そういった専門職の方が来られるのに、3万円では交渉もへったくれもないと思うんですよ、こんなん言ってええんか悪いんか分からないですけども。やっぱりそれなりの金額を提示した上で、こんだけの労力をやっていただくというのが普通の流れやと思いますので、それは100歩譲って今の時期にやっていただくのはいいですけども。

ただ、やっぱり予算、決算などで、監査委員さんの意見が出てきております。いつも僕、聞きますけども、高いお金を払ってそういった方に来ていただくんだから、もっとその意見を尊重して、市のために言っているんですから、そういったことをないがしろにすることなく、引き続き監査委員さんの意見というのをしっかり皆さんで、僕らの意見じゃないですよ、監査委員さんの意見がちゃんと調べて、毎月、皆さん、言っているじゃないですか、前も今までも一生懸命やっていたかといいたと。そういった方の声をしっかりと市政に反映させていただくよう、本当にお願いをしときます。

以上です。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第85議案を電子表決システムで採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第86号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第86号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第87号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第87号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第88号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第88号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決をされました。
日程第8、議第89号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第89号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第94号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第94号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第10、議第81号から日程第16、議第96号までの7議案を一括議題といたします。
本7議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第81号、議第90号から議第93号までと議第95号、議第96号の7議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第81号、葛城市子ども・若者家庭センター条例を制定することについてであります。

質疑では、統括支援員はどの資格でされているのか、母子保健機能を高める部分はどのように依頼していくのかとの問いがあり、現在、統括支援員としては、臨床心理士資格を持っている会計年度任用職員を任用している。任用資格については、児童福祉、母子保健の両方に精通している者で、現在、統括支援をお願いしている臨床心理士は、児童福祉はもちろん、母子保健領域でもこれまでご経験をお持ちであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、全国的に見ると、全体の78%で保健師が統括支援員を担っている。本市で保健師を選ばない理由はとの問いがあり、保健師もたくさん統括支援員として活躍されていることは存じ上げている。統括支援員の条件として基礎講座、研修講座の受講があるが、本市でお願いした臨床心理士はその研修を受け、統括支援をする資格を持って

おられる。なぜその方かについては、母子保健等についても大学病院などでもかなりのご経験をお持ちの方で、保健師、心理職あるいは社会福祉士等についても指導的なご助言をいただける方であるためであるとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の改正で何が変わるのかとの問いがあり、本市では機能設置という形で、健康増進課の母子保健機能とこども・若者サポートセンターの児童福祉機能で連携して取り組んできたが、漏れがあるかもしれないという認識は十分持っており、課が違えば情報の共有等に課題が生じる。そのために、母子保健機能と児童福祉機能を1つの課にして、情報共有を問題がないように継続した支援に取り組むとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第90号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、議第91号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、続いて、議第92号、葛城市特定教育保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについての3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行うことといたしました。

3議案とも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号、葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第95号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについてと、議第96号、葛城市下水道条例の一部を改正することについての2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、市内・市外の事業者の数は何社ぐらいあるのか、また、他の市町村とはどこまでの範囲を指すのかの問いがあり、水道事業の指定工事店は市内が31社、市外を合わせると202社、下水道事業では市内が33社、市外が106社、合計139社である。これは県内に限らず、関西圏内で指定をした事業者数で、県外の業者も含まれるとの答弁がございました。

また、別の委員からは、災害時には、登録外の事業者が直接アプローチをしてくるような状態になると思うが、指定事業者であるのか確認についての考えはどの問いがあり、日本下水道協会や日本水道協会にアポイントを取り確認させていただきたいと思う。現在のところ、市のホームページには、各協会では把握している指定事業者を参照できるようなものは掲載しておらず、水道課、下水道課ともに本市の指定工事店を掲載させていただいているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、備えとしてやるのであれば、例えば日本水道協会や下水道協会の登録事業者のリンクを貼るだけでもいいと思う。対応の検討をお願いしたいとの要望がございました。

2議案とも、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添え、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

以上でございます。

増田議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第81号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第90号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第90号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第91号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第91号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第92号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第92号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第93号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第93号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第95号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第95号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第95号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第96号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第96号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第80号議案を議題といたします。

本案は、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、奥本佳史議員。

奥本(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長 ただいま上程されております議第80号議案について、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、指定管理者となるかつらぎ未来デザインパートナーズは、株式会社JTBコミュニケーションデザインと株式会社ヴィアックスの共同事業体でやられるということだが、この2社が共同体として他の自治体で行った実績はあるのか、また、連携はどうなるのかという問いがあり、共同事業体での実績というのは初めての組合せだと聞いているが、同じ敷地の隣接した施設でお互いに管理を担っている箇所はあり、ふだんから連携はあると聞いている。また、共同事業体での連携というのは市民活動センターと図書館の連携になるが、市からは、複合施設間の機能間の連携と融合に向け、マネジメント能力のある統括責任者の配置と業務体制を取ることを指示している。それに加え、指定管理者の提案から、統括責任者の配置に加え、その部門間の中に複合企画チームというものを組成し、さらに協力企業のバックアップ体制により足りない部分を補い合いながら、お互いにその連携を強化していくという提案をいただいているという答弁がありました。

また、他の委員から、指定管理費の算定の根拠はという問いがあり、算定の根拠については、業務内容につき複数事業者から見積りを徴収した価格を基にしている。また、市の直営による場合と指定管理に委託した場合に必要な人員やシフト体制を考慮し、施設管理費等、市で積算をしたものの費用比較や、直近で同種同規模の施設の運営実績を全国から採り費用比較した。また、同種の複合施設が全国に30か所以上あり、それらの施設の統計データからの乖離率の推計等の手法で積算を積み上げたという答弁がありました。

この答弁を受け、指定管理になり、施設管理として必要な経費を幾ら削減できるのかという問いがあり、令和9年度以降は、施設運営に必要な人件費は人事異動により他施設への配属となり、会計年度任用職員の方は希望に沿い、新たに指定管理事業者へ雇い替えされるので、そちらに寄せ替えるという解釈をして、指定管理料に置き換えると、需用費や光熱水費も含め、総額で約6,500万円が削減されると試算しているという答弁がありました。

この答弁を受け、直営の場合と比べて削減できる経費は約6,500万円ということだが、決算の確認をすると他の関係費用もあると考えられ、約7,000万円ほど削減できるのではないかと考えているが、指定管理者の募集要項には、令和9年度以降の指定管理委託料が約1億4,000万円と示されている。経常収支比率が90%を超えている本市の厳しい財政事情の中で、直営の場合のほぼ倍の金額になっているという結果については認識しておく必要があるという意見がありました。

さらに、委員から、指定管理業者とこれから協定書をつくっていくと思われるが、カフェ事業等の自主事業の利用料や事業内容について市は関与することができるのかという問いが

あり、自主事業の利用料について、公共施設を活用する以上、経費を超える収入収益が発生する場合等には、指定管理者のインセンティブを確保しつつ、利益の一部をまちづくりの視点を持って還元していただき、他施設との各機関との連携をはじめとしたエリアマネジメントにする展開を目指すことが望ましいと規定しているので、達成していただけるものと思っています。また、事業内容についても、ある一定の裁量を持ち自由闊達に事業展開していただくということが本来の趣旨ではあるが、事業計画、収支計画を市で審査した上で年度協定を交わすことになるので、市が確認する機会はあるという答弁がありました。

また、施設が指定管理された後にも、議会から市民からいただいた声を届けることは必要だと思うが、機会はあるのかという問いがあり、まずは行政側の担当課と密に連携し、しっかりとやっていく。その中で、今後、議会から意見を聞かせていただく場というのは検討してまいりたいという答弁がありました。

また、他の委員から、複合施設を運営していくに当たって指定管理者のビジョンはどのようなものかという問いがあり、共同企業体のビジョンとして、場を開き、人を結び、共にまちを育む私たちの広場ということを示していただいている。これは市が示す施設のコンセプトと共通する部分があり、誰もが気軽に立ち寄ることができる開かれた場とすること、これまでの公共施設を利用してこなかった人々や未来を担う子どもたちを結んでいくこと、総合学習や人材育成の環境を育むまちのリビングとして共に成長していきたいということをビジョンとしていただいているという答弁がありました。

この答弁を受け、ビジョンを基に今後も提案をしてもらうのかという問いがあり、今後6年間にわたって指定管理事業を継続していただくに当たり、このビジョンを基に、現在も多岐にわたる前向きな提案をいただいている。提案内容としては、行政では実現不可能であったカフェの運営や、館内の遊び場に週末遊び方を教えてくださるスタッフを協力企業から派遣して配置することや、開館時間を夜9時まで延長し有効に活用していただく提案をいただいている。休館日もほぼ月1回ということで、行政で実現しようとする人件費で約1,800万円以上高くなると積算が出た。民間業者ならではの効率的な運営をしていただき、浮いたお金で前向きな提案をしていただいている。事業者からも市の思いに共感していただいているので、これからの展開に期待を寄せているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の付託議案の審査概要及び結果の報告といたします。

増田議長 以上で（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由を述べます。指定管理者制度は、公共施設の管理運営を民間事業者等を指定して行わせる制度であります。その目的は、1つは、民間の能力を生かして多様な住民ニーズに応える、もう一つは、人口減少の中で維持することが財政的に困難になりつつある公共施設の管理運営費を削減することに資することにあります。この2つの目的は、葛城市指定管理者制度運用指針にも記載されているところであります。

ところが、今回の指定管理者の公募において示された要求水準書では、年間の指定管理料として、初年度の令和8年度から令和13年度の指定期間において上限8億1,820万円を示し、プロポーザル方式による業者選定においては8億1,793万円、提示した上限額の99.9%の指定管理料を提示した業者を選びました。初年度を除き、年間約1億3,900万円から1億4,900万円の指定管理料となる見込みであります。

では、複合施設とすることで削減される當麻文化会館、當麻図書館、當麻庁舎の管理運営費は幾らでしょうか。先ほど委員長報告にもありましたように、理事者側からの答弁は6,500万円ということでありました。この指定管理料が6,500万円以下であれば経費削減効果があったということになるわけですが、実際としてはそれよりも8,000万円も増額の予算となります。1億3,900万から1億4,900万の指定管理料でありますから、毎年8,000万以上の新たな経費の支出が必要となるわけであります。

こうしたことから見ましても、ほかの公共施設とのバランス、これが本当にお金をかければいいものができるのは当然なんでありますけれども、葛城市における他の公共施設の管理運営費と比べても破格の扱いと言わざるを得ません。私は、葛城市の財政の健全性を鑑みても、こうした指定管理料が大きく膨らんだことに対しては反対の立場から指摘せざるを得ません。

また、公共施設は、それぞれの施設の目的が大きく異なっております。本当に公共施設は多様な市民の方々の行政サービスに使われているわけでありますけれども、指定管理者制度の適用が適している施設もあれば、その利用が適していない施設もあると考えます。民間の事業者は利潤の追求を目的として活動していますから、例えば、道の駅事業など収益的施設については指定管理者制度の利用が向いていると考えます。しかし、図書館活動や市民活動のための施設については収益を目的としておりません。したがって、指定管理者制度の利用はあまり適当なものにならないと考えております。結果として、高額の指定管理料をもって管理運営を民間事業者に委ねることになり、財政上の効果が高いとは言えないと考えます。

また、図書館活動や市民活動は、長期にわたり地域のコミュニティを築いていく活動であります。こうした活動につきましても、期間を定めて指定管理者が替わる可能性がある、そうした指定管理者制度を利用するということはあまり好ましいことではないと考えます。行

政によって担われるべき社会教育活動の一環であると考えます。

以上の理由で、議第80号に反対いたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村始議員。

吉村議員 議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

私ごとで恐縮でありますけれども、私は社会人のキャリアを図書館司書としてスタートいたしました。図書館のなかった自治体において、公共図書館をゼロから創設する業務に携わった経験がございます。今回の（仮称）當麻複合施設におきましても、その大きな部分を當麻図書館が占めており、まさに施設のシンボリック的存在となります。

図書館法に基づく公共図書館の役割は、地域住民に対して自由で公平な情報へのアクセスを保障し、教育や文化の発展に寄与することにあります。そして、こうした役割を果たすための基盤が図書館法によって定められております。當麻図書館も公共図書館である以上、これまでの市の直営による運営を引き継ぎ、指定管理後においてもその機能が十分に発揮されることが重要な視点となります。

今回、共同事業体でありますかつらぎ未来デザインパートナーズが指定管理者となっておりまして、その構成員の1社である株式会社ヴィアックスが図書館運営を担うこととなります。ヴィアックスは、近畿地方での実績こそないものの、首都圏をはじめとする東日本では豊富な実績を有しておりまして、公共図書館の役割を理解した運営にたけた事業者であると、私、認識をしております。

また、新しい複合施設と図書館に求められているものは、既存の公共サービスにはとどまりません。言わば、プラスアルファの部分こそが新しい施設に求められ、期待されているものと考えます。例えば、開館時間の延長であり、市の直営では難しかったイベントの開催などです。かつらぎ未来デザインパートナーズは、年間300件を超える大小のイベントや講座などを実施する提案を行っております。イベント運営の経験と実績が豊富な株式会社JTBコミュニケーションデザインが代表構成員である共同事業体の運営によって、これまで図書館を利用してこなかった市民を含め、小さなお子さんから高齢者まで様々な年齢層、様々な立場、あるいは様々なライフスタイルの市民に親しまれる施設となることを期待するものであります。

以上の理由から、私は本指定管理者の指定に賛成するものであります。以上をもって私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

速水一生議員。

速水議員 議案第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定についてにおきまして、賛成の立場で討論いたします。

文部科学省のこれからの図書館の在り方からですが、図書館がその役割を十分発揮するには、他のメディア、提供手段、社会教育施設に対して持つ特性を明らかにし、それらを生か

サービス方法を考える必要がある。そして、知の地域づくり、知的立国という考え方が主張されております。これは日本には資源が少ないため、1、社会は日本の資源である人材を育て、人材一人一人の才能を伸ばす、2、科学技術、文化芸術などが大事にされ、それを担う人材が尊敬される、3、才能を伸ばした人々が地域社会や地域の人々に貢献し、国を引っ張る、このような知を大切に、知に基づいた地域づくりや国づくりを目指そうという考え方であります。これは現在、日本の社会状況や国際的な立場から見て、非常に重要な考え方でないかと思われまます。このような観点から子どもの生きる力を養う教育が重視され、あわせて、市の源泉である読書を支える重要な知的インフラとして図書館が重視されているとございます。指定管理業者にすることにより、そういった生かすサービス、広く利用していただくための周知、柔軟な閉館時間への対応、創意工夫によるサービス、地域へのニーズの対応が可能になります。

そして、何より費用対効果が大きく見込まれます。閉館時間の拡大に要する人件費を直営の職員に置き換えて比較した場合、指定管理の年間総額に対して約1,800万円以上高くなる試算結果が出ております。また、令和3年との比較になりますが、定期講座開催回数が78回で636万8,260円。これは講師等の報酬になりますので比較から外させていただきますが、自主事業開催が2回で92万2,390円、諸経費を含めて計80回で約100万円となっております。今回のかつらぎ未来デザインパートナーズとの提案書に、年間300回以上のイベントの実施が基本となっており、指定管理料の企画運営事業費300万円からとなります。80回で約100万円と、300回以上とにぎわいを増やした上で300万円という費用対効果に大きなメリットがございます。

以上の観点から、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成の討論を終わります。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第80号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議第80号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第18、議第97号議案から日程第24、議第103号までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は、予算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第97号から議第103号までの7議案につきまして、12月16日午後2時より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

質疑では、債務負担行為補正の芝桜まつり2026運営事業については、前回よりも芝桜のライトアップ期間を延長したり、案内看板の充実などを考えられて予算が増額となっており、来場者も増えると想定していると思うが、駐車場が足りなかった課題についてはどう考えているのか、また、会場が少し斜面になっており、キッチンカーなどで火を使う場合など危険だと以前に伝えているが、対策はという問いがあり、周辺が渋滞する土日については、ほんみちの駐車場と社会教育センターの駐車場を借り、シャトルバスを巡行させて、できるだけ渋滞回避に努めたい。また、事前告知や臨時駐車場に誘導する看板も作成したいと考えている。会場の傾斜の件については、できる限り平坦にできるようにしたいと検討しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、駐車場の件については、告知を第一にやってもらいたい、県外の車が多いという声も聞くので、市内の方が優先的に止められる仕組みも検討していただきたいという要望がありました。

また、別の委員からは、シャトルバスを巡行させる範囲が狭いと思う。車に乗れずに会場に行けない市民の方も楽しめるように工夫をいただきたいという要望もありました。

債務負担行為（仮称）當麻複合施設周辺エリア整備事業について、令和8年度の施行であると思うが、令和8年度の当初予算では駄目な理由はとの問いがあり、複合施設は令和9年春に開業するが、令和8年度当初予算で要求して契約締結すると、周辺エリアの整備工事に数か月遅れが出る。市民の皆様が楽しみにしておられるので、少しでも早く事業に着手をしていきたいと考え、コープとの正式協定を経て、今回の債務負担行為を上程させていただいた。少しでも早く民間の商業施設が開業することを目指しての対応であるとの答弁がございました。

また、委員からは、請負契約になるということだが、この工事に市としてどう関わるのかとの問いがあり、今回の契約は3者で請負契約を交わし、工事の内容をデザインビルド的にお任せしてやっていただく。プロポーザルの時点で駐車場の確保や工事の手順に関しても提案をいただいた上で、その手法を確認し、お願いする形になっているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、農村広場の駐車場はなぜアスファルト舗装をしないのかとの問いがあり、暗渠が入っており浸水の要素も含んでいるため、舗装をすると影響が出てくる。通水管が荷重に耐え得るものに変えることや、舗装をさせていただくような設計を組むとかなりの費用負担が見込まれるため、そこまでの見込みを立てて今動くべきなのかどうかを、一旦、簡易に整備することで確かめさせていただきたいとの答弁がございました。

次に、監査委員報酬について、更に監査機能を強化するという考えを基に増額をされた

考えているが、監査委員の意見を市政にどれだけ反映させようと思っているのかという問いに対し、市長より、次のステップの中でどのような部門での監査を強化していくべきかを考え、他市との状況も鑑みた中での結論である。監査していただくたびにいろんな意見を頂戴しているが、全てにおいてその内容が消化できたというとはそうではない。監査の意見は尊重しながら、市として取り組むべきことを優先順位をつけながら取り組んできた6年間であった。これからの監査の在り方としては、基本的な考え方は変わらないが、職業として資格を持っておられる方の知識を更に加えることによって監査強化ができるのではないかという認識を持っているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、報酬というのは年度の当初に決めて、年度途中で人が替わっても変わるものではないという認識だが、このことについての考えはどの問いがあり、年度途中での報酬の変更については当初予算に基づいて執行するのが当然であるが、条例に基づき、年度途中での報酬の変更というのも絶対駄目ということではないと考えている。また、さきの令和7年3月の予算委員会での意見に基づき、報酬額の検討をし、今回の議会ですという形にはなったが、必ずしも監査委員が替わるタイミングとイコールになったからといって、委員が替わるタイミングで出したというものではないとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、3月の時点でそういう意見があったのであれば、もっと早く改定すべきであったとの意見がございました。

次に、債務負担行為補正忍海小学校区学童保育所施設整備事業について、債務負担行為にする理由はという問いに対し、現在の専用施設を取り壊し、同じ場所に建築をするため、工事期間中は小学校の会議室をもう一室お借りして保育できるよう調整させていただいていたが、現在より手狭な状況での保育になることが予想され、児童にとって十分な保育環境を確保できないことから、少しでも早く現状を改善する必要があると考えている。また、今回の建設事業費は交付金の対象となる事業であり、令和8年度内には確実に完成させる必要がある。また、少しでも早く契約することができれば、当初の予定よりも前倒しで工事着工ができ、完成すれば、特に小学6年生の子どもたちには、新しい学童保育所でも長い時間を過ごしてもらえると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、設計業務がまだ完了していない中、出てくるというのが引っかかっている。少しでも早く移っていただきたいからということ強調していただいたので今回は納得をするが、全部が全部このまま当てはめていくということは控えていただきたいとの意見がございました。

次に、水道事業会計補助金について内訳はという問いに対し、水道事業会計の補正に伴うもので、地方創生臨時交付金を活用し水道基本料金を2か月分減免する事業で、水道事業会計において減免により水道使用料収入が1,664万円が減額となる。また、関連事務経費としてチラシの印刷代などが19万8,000円で、合わせて1,683万8,000円を一般会計から水道事業会計に補助する。地方創生臨時交付金については、国のルールで一般会計を通すこととされているため、このような予算組みとなっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、国から示されたメニューにはどのような内容があった

のかという問いがあり、水道料金の減免や給食費の減免等、物価高騰に対するメニューであれば幅広く可能ということであったが、基本的な考え方として市民全体に行き渡るようなメニューがいいのではないかとということで決定したとの答弁がありました。

次に、土木管理事業及び都市計画施設管理事業の工事請負費で計上されている屋根付ベンチの設置理由はとの問いがあり、令和7年8月に開催された葛城市中学生「志」議会において、市民が安心して外出できるように、熱中症対策となる屋外環境整備の要望があり、様々な猛暑対策が必要となっている中、道路管理者の目線から高齢者や子育て世帯、子どもたちの通学を含め、動線上に休憩所や暑さ対策としての施設が点在することは、市民の安全と快適さを高める上で重要であると考え設置に至ったとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、なぜ補正で出てくるのか、また、いつできるのかとの問いがあり、近年の気温上昇に伴い、早期の対策として今から補正を組ませていただきたい。また、提案いただいた中学生が卒業するまでには形として完成したいという思いで、今回の12月議会となった。また、補正を可決していただけたら、年度内には必ず完成できると見込んでいるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、以前から他の議員からも暑さ対策という話が出ていたので、やっていただくのはいいが、当初予算で出してほしい。引き続き他の場所にもつけていくのかとの問いがあり、市長より、数を増やしていきたいが、単費で増やしていくつもりはないので、今国に要望を出している。その結果を待ち、本格的な導入ができるのかや、設置数を増やしていくのかを検討したいとの答弁がありました。

この件に関しては、複数の委員から、違和感を感じてしまう、主権者教育の観点からも、予算のつけ方として問題があるのではないかと意見がありました。

次に、受援施設管理事業の公有財産購入費について、土地開発公社で先行取得されているが、予算措置のない契約は問題ないのか。市からの依頼があつて土地開発公社で不動産鑑定をする時点で債務負担行為を上げるべきではないか、法的に問題はないかとの問いがあり、市から公社へ先行取得依頼を受けた時点で債務負担行為を上げるべきであったという考えである。ただし、今回の場合は、市から公社に対して先行取得依頼のあった公共用地取得に関する契約書の第3条の費用負担の部分で、明確に用地や補償費に関する金額が定まっておらず、鑑定作業が終わったのが10月の中旬以降であるため、今回買戻しのための補正予算を計上させていただいている。地方自治法上は直ちに法律違反になるとまでは言えないとのこと、顧問弁護士に確認をしているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、地方自治法上、予算で債務負担行為を定めなければならないとなっているため、それが無い中で進んでいることに関しては問題であると思う。土地開発公社の在り方から考えていけないといけなくなる。これに関しては予算の在り方として賛同できないとの意見がありました。

また、別の委員からは、なぜ土地開発公社を使ったのか、また、この場所が最適であると言えるのかとの問いがあり、土地開発公社で先行取得を行うことにより、市が直接買うスケジュールより2か月程度早く業務執行を行えるため、財源である緊急防災・減災事業債の活

用ができること、また、いつ起こるか分からない災害に対し、少しでも早く受援施設を整備することができるためである。また、立地やアクセス、倉庫の規模などを総合的に勘案し、この施設が最も適していると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、予算措置のない契約行為をしたとっており、違法とまでは言えないという見解もあるが、違法となったとき、契約無効となるのではないか、市長に絶対に大丈夫であると言ってもらえないと議論を先に進められないとの意見があり、市長より、土地開発公社の使い方として債務負担を今まで使ったことはないが、議会との関係の中で、債務負担行為をしたほうが手続的にはスムーズにいくということだと思ふ。違法と言えないことは合法ということであるが、その方法がベストであるかどうかというのは疑問であるということだろうと認識しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、地方自治法第214条には、地方公共団体が債務負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないという条文がある。どう考えても、土地開発公社に先行取得を頼んだ段階では、予算で債務負担行為を定めておかなければならないと読める。複数の弁護士に確認をしておいたほうがいいのではないかと意見がありました。

質疑終了後、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について、受援施設の用地及び家屋購入費の予算の減額する修正案が委員より提出をされ、提案者からの説明、修正案に対する質疑の後、討論が行われました。修正案に賛成の討論があり、討論終結後、修正案に対する採決を行った結果、全会一致で修正案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、修正議決した部分を除く原案に対する採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をし、議第97号は修正可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第98号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第99号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第100号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第101号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

次に、議第102号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、渇水の影響で県水の受水費が大きく増額補正となっているが、補正後の見込みとして給水原価、供給原価はそれぞれどうなるのか、また、赤字になると思うが補てん財源はどの問いがあり、供給単価は137円74銭、給水原価は201円63銭となる。今回の補てん財源は、当年度未処分利益剰余金を充当するとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、大変大きな給水原価となってきたため、議会でも注視をしていきたい。新たな水源の開発も含め努力いただきたいとの要望がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第103号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑なされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会委員長としての報告を終わります。

以上でございます。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第97号議案について討論に入りますが、本件につきましては、議第97号議案に対する修正案を含む討論となります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

7番、梨本洪珪議員。

梨本議員 私は、議第97号、令和7年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について、賛成の立場から討論をいたします。

本修正案は、市が受援施設として取得を予定する土地建物について、土地開発公社に先行取得させ、その買戻し費用として補正予算に計上された2億6,100万円をゼロ円に減額するものであります。

この修正が必要である理由は、本件の契約行為が地方自治法第214条に違反する可能性を強く否定できないという点にあります。本来、市が将来負担することになる債務については、あらかじめ債務負担行為として議会の議決を得ることが必須であります。しかし、本件では、その手続を経ないまま、土地開発公社による先行取得が行われました。これは予算措置のない契約行為に該当し、仮に違法と判断された場合には、当該契約自体が無効とされる可能性を否定できません。このような状態で議会が補正予算を可決し、市費を支出することは、違法または無効とされかねない契約を議会自らが追認したと評価される危険性を伴います。

さらに、本件の建物購入予定価格は2,000万円以上とされており、地方自治法第96条第1項第8号並びに葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、本来、議会の議決を要する案件であります。議決を経る前に取得行為が先行している以上、この点についても、将来、手続の違法性が問われる余地が残されたままであります。

ここで強調しておきたいのは、このような手続が看過された場合、将来、住民監査請求や住民訴訟が提起されるリスクが現実存在するという点です。仮に裁判において違法性が認定されれば、市が支出した公金の返還や関係職員、関係者に対する損害賠償責任が問われる可能性も否定できません。議会はそのようなリスクを十分に認識した上で、市民の財産を守る立場から、事前に歯止めをかける責務があります。にもかかわらず、執行部からは、違法とまでは言えないとの結論のみが繰り返され、なぜ地方自治法第214条に抵触しないのか、なぜ議会の議決を経ずに取得できるのかという具体的な法的根拠は最後まで示されませんでした。

また、内々に議長や委員長に経緯を説明してきたとの答弁もございましたが、非公式な説明は議会での説明ではありません。法的責任を伴う議会答弁とは全く異なります。もし将来、司法の場で手続の妥当性が問われた際、非公式に説明していたという事実が違法性を免責する理由にはなり得ません。

今回、予算特別委員会において本修正案が全会一致で可決されたことは、議会が感情論ではなく法的リスクと将来責任を冷静に見据えた結果であります。本修正案は適法な手続を踏み、議会の議決を経るという当然の原則を確認するものであります。施設の必要性は、その前提の上に議論されなければなりません。議会が違法性が払拭されない支出を黙認したという前例を残すことは、将来の市政運営に重大な禍根を残します。市民の信託を受けた議会として、また、将来の法的紛争を未然に防ぐ責任を果たすためにも、本修正案への賛成を強くお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第97号、葛城市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に賛成の立場から討論いたします。

災害時の受援施設として購入を予定している、この予算計上されている土地建物が、1年前の葛城市長選挙において阿古市長が候補者事務所として借りていた、そうした土地であったということが分かりまして、これは慎重に検討しなければならないと、議員として私は

思いました。やはり市民から起きる疑念や様々な臆測、これを乗り越えて、ここに絶対にこの施設を買わなければならないということを私自身がしっかり言えることができるように、そういう気持ちで慎重に予算計上について検討し、調査もいたしました。

私は3つの視点から判断をいたしました。

1つ目は、受援施設として土地建物を購入する必要があるかということであります。葛城市の公共施設の在り方についての基本方針は、葛城市公共施設マネジメント計画で示されております。施設で行う行政サービスについては、規模の最適化や機能の複合化、多機能化、用途の転換、民間への移譲、売却など公共施設の再編による施設保有量の最適化（総量としての縮減）に取り組みますとあります。そして、原則、新規の施設整備は抑制し、既存の施設等を活用することとしますとあります。しかし、今回新たに土地建物を2億6,100万円で購入するという事は、この計画の方針に反しているのではないのでしょうか。既存の公共施設を活用して受援施設に充てる。このことがどれだけ真剣に検討され、議会にも示されたのでしょうか。このことから、私は、この施設を買うという必要性が必ずしも市民の前にも明らかになったとは考えません。

2つ目は、予定されている土地建物の場所がこの場所でなければならないという必然性があります。この場所は、大規模地震の折に液状化現象が起こる可能性がある、あるいは浸水地域になっている、あるいはアスベストを使っており、平時は問題はないけれども、これが地震時に何らかの損傷を受けた場合に施設として使えるのかどうか、こうした意見があります。そして何よりもこの受援施設は、平常時には使うことのない施設として空けておくことになります。ですから、他の市町村では、複合施設として平常時は市民活動に使っていただく。そして、非常時にありましては受援施設とする。複合施設として設備を整えているところがあるわけですが、この施設については建物がついております。その建物を複合化するという事は、これは大変難しいのではないかと。こうしたことが委員の中からも指摘されているところであります。よって、この受援施設がその場所、建物でなければならないという必然性、これも大変弱いと私は判断いたしました。

3つ目は、手続の正当性という観点であります。この点については、先ほど討論の中での意見がありましたが、地方自治法第214条の手続を踏んでいないということであります。葛城市が葛城市土地開発公社に特定の土地購入を依頼する場合には、債務負担行為を予算として議会に上程し、議決を経ていなければなりません。その時点で土地価格は明瞭でなくとも、金額が不確定でも債務負担行為はできるわけですから、まず議会に諮る。そうすれば議会で、この時点でしっかりとこの施設が必要があるのか、そもそも必要性があるのか、あるいはこの場所ではないのか、しっかり検討ができたと思います。

ところが、実は既に購入されており契約段階に入っているということで、この施設の在り方について総務建設常任委員会、公開の場で議論することができませんでした。協議会でしか議論できない。議事録も残らない。だから、必要性や必然性について議会でしっかり議論した跡がないんですよ。予算委員会では入り口の段階で、手続の段階で止まっているように見えてしまった。なぜこんなことになったかということ、そもそも債務負担行為として議会で

審議しなかったから、こんな事態に追い込まれてしまったと私は考えます。ですから、土地開発公社が、議会のまさにチェック機能なしに土地を買うということがあつては、これはならないと、それが地方自治法の趣旨であると私も考えますので、この点の手続の上でも今回のこの予算計上、大変不正常ではないかと思えます。

以上の3つの視点から判断しまして、私自身は、公正な市政運営に対する市民の信頼、これを損ねることになる、これを一番恐れておりますので、この点から予算を削減する修正案に賛成をいたします。以上をもって賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

5番、西川善浩議員。

西川議員 私も、この修正案に対しては賛成の立場で討論をいたします。

ここは予算委員会のメンバーで、全会一致で修正予算が通ったというところでございます。ここの議論としては、先ほどからずっと出ているように、地方自治法の第214条に抵触しているか否かというところが私たちの修正可決をした判断になってきていると、大方の議員が判断になってきているというふうに感じておるところでございます。

先ほどの委員長報告にもあったんですけど、これを複数の弁護士に確認をしておいたほうがいいのではないかと先ほど委員長報告にもありました。これは委員の方から出てきておりました。私は、まずそこをどうなっているのかというところも、まだこれからどうしていくのかというところも聞きたいところがあります。ただ、この予算委員会の中で、またこの本会議の中ではそれがまだ明確に出てこないということであれば、ここは修正予算に今賛成をするというところになってきているところでございます。受援施設の在り方云々かんぬんというのは、まだその議論になかなか入れてきていませんので、これについてはまずその入り口のところについて、理事者がきっちりと説明を果たせることができる、それを願うところでございます。

今の段階ではそういう形で、修正予算に賛成の立場として討論をさせていただきたいと思えます。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私も予算委員会に入っておりましたので、修正案に賛成をいたしました。

受援施設につきましては、その必要性そのものにつきましては、十分理解はしているつもりでございます。しかし、計画性を持って、災害対策について一定の議論が必要であるということにつきましては、この受援体制につきましては、私は十分にまだその議論ができていないのではないかとこのように思っています。今回示されています受援施設が適しているのかという協議もまだされていません。その点は、予算委員会の中で説明はありましたけれども、要するに事後報告ということでございますので、葛城市の土地開発公社が先行取得して、その契約行為につきまして、手続に債務負担行為を行う義務が発生するというその考え方、そしてまた非常に曖昧であるという、予算特別委員会の中での答弁に、はっきりと合法であるということ示されていないということです。

我々市議会としましては、地方自治法第2条16項の地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない。そしてなお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。また、17項に、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、それを無効とする。そしてまた、私なりにも調査ですけども、いろいろな判例も見ております。その内容が、はっきり合法であるということを示していただければ、我々の議会としてはもう少し前進していけるという段階であります。ですから、このような状況の中で、到底その予算というのは認められないという判断になったものです。

よって、修正案に賛成をするものでございます。

以上です。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

9番、奥本佳史議員。

奥本議員 私は、今回の議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず一番最初に、公有財産の購入費として提案のありました受援施設なんですけども、理事者の方が、今年初めの能登半島地震で得た知見を基に、災害発災時に受援物資の受渡しを行う施設がいかに重要であるかということをお知らせいただきました。その点は私も理解しております。また、いつ何どき起こるか分からない災害への備えとして、葛城市においてもできるだけ早く施設整備を行う必要性も十分認識しておりますが、これを受けての今回の公有財産購入というところの説明がまだちょっと我々のほうに、これを購入に至った経緯であるとか、どういう形で選定されたのかということの説明がまだ不十分じゃなかったか。

私、予算委員じゃなかったんで聞いている立場なんですけども、まず、すべからくやはり議会も、地方自治体も、法律を前提に、これは大丈夫だということでないといけないんです。今のお話を聞いていますと、予算委員会も聞いていますと、先ほどの答弁もございましたが、土地開発公社をかまして購入に至った。この経緯に対して、本当にこれ、大丈夫なのかということはまだ明確じゃないんです。この1点をもってやっぱり私は、後々、これはやっぱり都合が悪かった、よくなかったんですよって言われても困るんです。それも議会としても責任がついて回る形になりますので、そこをまず明確にさせていただかないと、これが賛成のほうに至らないということがまず大きな条件でございます。

それと、今度、土地開発公社なんです。これまでも再三、ほかの議員からも、土地開発公社の存在意義というのがこの議会でもいろいろ議論されてきました。全国に至ってみれば、土地開発公社が解散という方向性に行っているところが非常に多いんです。今現状、調べる限りでは、残っているところというのは、持っている土地を処分できない、塩漬けになっているんで解散できないということがほとんどなんです。そういう全国の状況に照らし合わせて、なぜここで土地開発公社を経由させるのか、その辺の説明がちょっと不十分ではないかと。予算委員会の説明を聞いていますと、先ほど梨本委員からの提案理由のところがありましたけども、当時の正副議長に説明があった、常任委員会の委員長に説明したということをおっしゃっていましたが、正式な、これは説明というか報告を受けただけで、それ

をもってどうしてくれという依頼もなかったわけなんです。確かに聞いていましたが、そのときに、どの土地ということは何も明言されていませんでした。土地開発公社を使いますよというところの報告を受けただけなんです。

それが、実は具体的に言うと、まず土地開発公社に対して市から鑑定と建物土地取得依頼があったのが7月26日という説明でした。それに先立って、正副議長への報告が7月15日、総務建設常任委員会での報告は6月19日にあったということですけども、最終的に土地開発公社が契約を行ったのは12月8日なんです。12月8日。この予算委員会が12月16日。8日なんですよ。この短期間、何で待てなかったのか。鑑定料が、土地代が分からないというのは分かるんですけども、いつ何どき分からない、災害が来るというのも分かりますけれども、これだけ急ぐ必要というのはどこにあるかという理由が説明されてないんです。その1点をもって、なぜ土地開発公社を経由しちゃうのかという、ここの説明もやっぱり重要になってきますので、そこが説明されない限り、それと、法的に全く問題ないということが明らかにならない限りは、議会としてはここは賛成しかねる。

そういった意味から修正案に賛成するものであります。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村始議員。

吉村議員 議第97号、令和7年葛城市一般会計補正予算（第4号）に対しまして、私も修正案につきまして賛成で、修正部分を除いた原案にも賛成の立場で討論をいたします。

私も、委員会の最中に賛成討論をいたしましたので、ほかの議員も指摘されたこととかぶる部分もあろうかと思いますが、これの修正案について賛成討論をさせていただきたいと思えます。

予算委員会におきまして、梨本委員から、地方自治法214条、つまり地方自治体が長期にわたる契約や将来の支払義務を伴う行為を行う際には、議会の議決を要するという規定に抵触するおそれがあるという指摘がなされました。214条もそうなんですけれども、あと、先ほどもありましたけれども、96条の第1項、それから、土地開発公社に公共用地の先行取得を依頼するときの議会の議決を要する時期ということで、これに対してもやはり葛城市の条例、これにも抵触しているのではないかということでもあります。

214条に関しまして指摘があったことに、そのときに理事者から、弁護士に確認したところ、すぐ確認はされたんですが、本来は債務負担行為を設定すべきであったが、直ちに違法とまでは言えないという回答を得たというふうなご答弁でありました。残念ながら確固たる自信があるわけではないように、私も受け取ったということでございます。私ども議員の立場といたしましては、こうした法的整合性について慎重に確認した上で、議会内で十分な協議を行うべきであると考えます。

したがって、現時点では、提案されている受援施設の設置場所や費用面についての本格的な議論に入る前提として、まず、法的に適合しているのかどうかクリアにしなければなりません。

以上の点から、本予算に対する修正案は妥当でありまして、賛成する次第であります。

以上をもって、私の修正案に対する賛成討論といたします。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

6番、杉本訓規議員。

杉本議員 私も修正案に賛成の立場で討論させていただきますけれども、決して委員会で違法である、合法であるってはっきり分からない状態やからこそ、マル・バツつけれない状態なので、受援施設の必要性であったり買い方であったりは次の話なんですけども、ただ、大事なことなので、委員会でこういう雰囲気の言い方をしたとか、と言いきれないとか、そんなんじゃないなくて、合法である、何の問題もないというふうにいち早くやっていただいて、それで次の話を進めやんと、土地開発公社が持っているんでしょう。それも必要なもちゃんと皆さんに説明して、あの場所が本当にいいか悪いのか。ほんで、災害時にこういうシミュレーションがあるとか、どんな災害のシミュレーションをしているのであるとか、そういうのをちゃんと聞かなあかん場やのに、その一歩手前で終わっているわけじゃないですか。それは、僕個人が納得するとか納得しやんじゃなくて議会全体で、皆さんが、議会が違法だとか合法だとか言っているわけじゃなくて、ただ、聞いている限り分りにくいという状態が続いているだけなので、しっかりと、委員会を見てはる人もどっちってなっていると思うんで、それは理事者側がしっかりと説明して、市長も最後には大丈夫ですっていうふうな体制にいち早くしていただいて、緊防債の話もあるんでしょう。土地開発公社を使っているからややこしくなって、緊防債のことを考えたらどないやねんって、それもそれでややこしくなってくるんで、いち早くしっかりとやっていただいて、さらに次のステップで本当に受援施設が必要なのかどうか、あれでいいのか悪いのか、高いの安いのか等々を踏まえて、議論できる場を提供していただいたらなと思います。

以上です。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第97号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。
お諮りをいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第19、議第98号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第98号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第98号は原案のとおり可決をされました。
日程第20、議第99号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第99号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第99号は原案のとおり可決をされました。
日程第21、議第100号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第100号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第100号は原案のとおり可決をされました。
日程第22、議第101号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第101号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第101号は原案のとおり可決をされました。

日程第23、議第102号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第102号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第102号は原案のとおり可決をされました。

日程第24、議第103号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第103号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第103号は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午後5時37分

再 開 午後7時00分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告を申し上げます。

先ほど議決した議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）議案について、地方自治法第176条第1項の規定により、市長から、お手元に配付の再議に付す旨の文書が提出をされております。その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただきご協議いただいておりますので、会議の概要につきまして議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 それでは、議長のお許しを得ましたので、市長より、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議書が提出されたことを受けまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容

についてご報告いたします。

再議につきましては、議事日程、審議方法につきましては、この後、追加日程第1といたしまして日程に追加し、直ちに議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

増田議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りをいたします。

再議の取扱いについての議事日程及び審議方法は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、議会運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

よって、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件を議題といたします。

なお、本件につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本件につき、この際、阿古市長から再議に付する理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 本定例会で修正可決されました令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてに係る再議書の趣旨について、説明を申し上げます。

本案につきましては、受援施設管理事業に係る予算となり、物資集積拠点及び受援施設の管理事業に係る経費でございます。2024年1月1日の能登半島地震の教訓を我が市の教訓とすべく、現地に援助・救援に活動した職員の意見から、避難施設でのトイレの状況の改善と、救援物資を受ける施設の必要があるとの課題にこの2年間取り組んでまいりました。

物資集積、救援物資の安定供給に係る緊急輸送活動になくはないものであり、30年以内に70%から80%の確率で発生すると想定される南海トラフ地震等の大規模災害に迅速に対応できる最適な受援施設、2億6,100万円の民間として物流センターとして使用されてきた施設を購入される、そのための受援施設の整備は、葛城市民の生命を守るべくものであり、緊急急務であると考えておるところでございます。

なお、本事業の財源として活用を検討している緊急防災・減災事業債は、令和7年度中に事業完了する必要があることから、早急に実施する必要がございます。また、地方自治法第214条の債務負担行為に係る顧問弁護士と、新たにセカンドオピニオンとして2か所2名の弁護士の意見について、今回の土地開発公社による先行取得の手続は違法でないと結論をいただいております。

以上の理由から、本予算の修正案については異議があり、承服し難いため、地方自治法第

176条第1項の規定に基づき再議に付するものでございます。

議員の皆様におかれましては、いま一度慎重なご判断をお願い申し上げまして、私の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、新たに出されました資料について質問をしたいと思ひます。

修正案の提案者は、地方自治法第214条の手續、これを踏んでないことについて問題があるというふうには指摘されましたが、ただいま再議の提出の理由、再議に付する理由として出されたところで、最後のところに、下から2段目になりますが、地方自治法第214条の債務負担行為に関する顧問弁護士と、ほか、セカンドオピニオンとして2名の弁護士の意見について、今回の土地開発公社による先行取得の手續は違法でないという結論を得ているということであります。実は、予算特別委員会でもこのところが議論になったわけでありますけれども、そこでちょっと質問なんです、この弁護士の3人の方のご意見について伺ったことについての報告がござっております。

お三方の弁護士についてのご意見なんです、私、この弁護士の方の意見で2点について質問をいたします。というのは、私は、地方自治法の勉強を議員としては逐条地方自治法に基づいて行っております。この松本英昭さんですか、地方自治の自治行政局の局長とか事務次官も行われて、自治総合センターの長も行われて、地方自治に行政上非常に明るい方で、法令改正のたびにこんな分厚い書物をずっと出しておられて、議会事務局で私はこれを見ておるわけですけども、そこで私が質問したいのは、2番目の方の弁護士のところなんです。予算措置に関する一連の手續について、年度がまたがっていたら債務負担行為が必要であるが、年度内に完結するのであれば債務負担行為ということではなくというふうにあるんですね。あとは議決するかしないかの問題だというふうにあるんですが、逐条地方自治法におきましてはこう書いてあるんですね。債務負担行為は必ずしも次年度以降に限らず、現年度であっても右の歳出予算等に含まれているもの以外に債務を負担する場合も含まれると。だから、同じ年度であっても、債務を負担する場合は債務負担行為として上げなければいけないとこれに書いてあるんですね。だから、年度をまたがないと債務負担行為ではできないんだと、する必要はないんだというお考えだと思うんですけど、これについて市のほうはどういう見解をお持ちなのかお伺ひしたいと思ひます。これが1点目です。

それから、もう一つは、①番目の方もそうだし、③番目の方もそう書いておられるんですが、①の方の2段目ですけども、公共用地先行取得に関する契約書では金額が記されていないので、この契約書をもって債務負担行為をすることはできないと考える。③番の方も、先行取得時点では金額が分からなかった部分もありということで、そのことをもって地方自治法214条に違反してないかと考える。考えるということでありますけれども、私はこの本を読んでいる限り、こう書いてあるんですね。債務負担行為には債務を負担したものであれば、支出が不確定なものも含むと。支出が不確定なものも含むと書いてあります。さらには、東

京高裁の判例を引いて、債務負担行為として定めのない予算外の義務負担行為は無効である。ここでまだ購入していませんから義務負担があるとも思いませんけれども、こういうことが非常に争いになっているということがありまして、私はこの2点について正確を期す必要があると思っています。だから、違うんですよ。弁護士の方がこう見解を出されているのと、地方自治に非常に明るい方の見解が違う。となれば、このことが住民訴訟等で争われて、結果どうなるかというところでなっていく話になりますので、このことがどうお考えなのか、行政のほうでは。もう一度言いますと、年度内に、年度を越えるもの以外は債務負担行為、年度内だったら債務負担行為をする必要ないんだというご意見。それから、金額の定めがないものについては債務負担行為ができないのかどうか。

この2点についてお伺いします。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原議員のご質問なんですけども、まず、前提としましては法律論でお伺いしているということで、手続面じゃなくて、弁護士なので、法律的にどうなのかということでご三人に確認しております。その中で、まず1番目と3番目の弁護士の方の金額の記されていない契約書ですよ。そこで債務負担行為ができなかったというところは違法ではないとおっしゃっているんですけども、議論としまして、私たちが相談に行ったときは、債務負担行為のするタイミングがいつであったのかという議論になりまして、いつのタイミングって、それが実際、弁護士の先生としては手続のことになるので答えは出せないとおっしゃっているんですが、違法であるか違法でないかといえ、金額が出た10月中頃ですよ。あの時点で出すのが妥当ではあるが、その直近で議会で予算計上されているということで、債務負担行為をすることができなかったのは、手続面ではいろいろと指摘するところはあるけども、法律的には違法ではないというご意見を伺ってきたという報告書になっております。

それで、2番目の先生に関しては、自治法上の解釈、214条の解釈で、歳出予算の金額、継続費の総額等が書かれておりまして、その中に金額の範囲内におけるものを除くほかという、そのほかに当たるということおっしゃるんです。我々としては、年度内でも債務負担必要ではないんですかという確認はさせていただいたんですが、この先生の所見では、12月予算で補正予算として上がっているのが歳出予算の金額と、自治法214条ですね、中に当たるので、違法行為ではない。違法か違法でないかといえ、違法行為ではないという解釈だけいただいて、帰ってきているという報告になります。

以上でございます。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、債務負担行為をいつでやるかというその時期の問題に大きく左右されると。その解釈に左右されるというふうに捉えました。だから、その時点じゃなくてもいいということであれば、債務負担行為をあえて必要としないということで、今予算計上をしているからオーケーだと。しかし、時期的に、これは3番目の方に書いているんですけども、市と公社が先行取得依頼契約を締結し、その後、公社が土地所有者と契約をするということに形式上なっ

ているが、実質として最終的に市が土地建物代金を払うので、公社はいわゆる仲介業者にすぎないということを考えると、その時点で債務負担行為を行う義務が生ずると。つまり、先行取得の契約を締結した時点で、これはその時点で債務負担行為が発生するというところをこの方はおっしゃっています。だから、それをどう捉えるかで判断が割れるものなんですよ。だから、確定的にどうかということが言えないようなところがあると思うんです。これは1点ですね。

それから、金額が確定しないと債務負担行為が組めないのかということについては答弁がなかった。と申しますのは、我々、一般会計予算、年度当初予算の第2表、債務負担行為に、土地開発公社の債務について保証する債務負担行為を行っていますよね。それは金額上は35億円以内と総額だけ書いて、具体的な金額は書いてなくて債務負担行為を組んでいます。つまり地方自治法、逐条地方自治法にあるように、金額は不確定でも債務負担行為を組むと。実際、組んでいるように僕は受け止めているんです。一般会計予算の第2表は、真っ先に債務負担行為として土地開発公社が金融機関から借り受けたときの、何かあったときの損失補償を行うということで、債務負担行為35億円以内で受けているわけですから、明確な金額がないと債務負担行為ができないというふうにならないと思うんです。それは地方自治法、逐条地方自治法にも書いてあるとおりなので、私はそういうふう理解してきたので、弁護士の方がこういうふう、金額が明確じゃないから債務負担行為はできないんだというふうなことを書いてあるから、これについてどちらなんだということを、どう行政のほうは考えておられるかということを質問したので、それについて、実際に予算書にある話やから、どうなのかお聞きします。

増田議長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問ですけれども、まず、公社の当初予算で設定しておる35億円なんですけれども、こちらのほうにつきましては、葛城市の土地開発公社の予算書と連動するものでございまして、公社の予算書の、令和7年度予算でございましたら1ページのほうに、第4条、借入金におきまして、借入金の限度額を35億円と定めるとなっております。この債務負担行為につきましては、公社が何らかの都合により債務履行の見込みがなくなった場合に、葛城市がその借入れの限度額35億円の範囲内で保証するというものでございまして、公社が金融機関から融資を受ける際の条件として定めるものでございます。

それとあと、金額のほうの設定金額ですか、それが定かでない場合につきましても、インターネットとかで見えておりましたら、今回の場合でしたら取得予定金額とか、文言で定めることも可能ではございます。

以上です。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 したがいまして、法律上、弁護士の方3名にお聞きになっているけれども、ここが違法かどうかという、それについての議論は、弁護士は違法ではないとされているんですが、要は手続上の問題で、私はやっぱり瑕疵があるなというふうには理解しております。少なくとも

債務負担行為は金額明示しなくてもできるわけですから、先行取得やるということをして土地開発公社に市が言って契約した場合には、そこで債務が発生するということになると私は考えるので、その時点でしっかりと議会に出していただいたらこんな難しい議論はしなくて済んだんかなと思うので、そのことだけ指摘しておきます。

質問については以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 よろしくお願ひします。私も弁護士さんのほうの内容について確認をしたい点がございませぬ。

竹橋さんのやつは2枚目ですよ。2枚目の上から4行目、要するに、公社の債務負担を行う義務が発生すると考えることもできるというふうに書いています。この義務というのは、財務会計の法規上の義務を負っているというふうに解釈するとなれば、法規上、その義務を履行するというに解釈できるわけなんですけれども、義務に違反しているというようなことになれば、やっぱり法令上、どういうことかということについて答弁いただきたいんですけれども。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。

ただいまの川村議員のご質問の義務が発生すると考えられるという部分ですけれども、これは地方自治法上の条文の解釈からの取り方として、先ほども申し上げましたように、債務負担を上げるタイミングがあったやろうと、この時点でも。という意味では義務が発生すると考えることもできると、考え方の1つとして示されておられます。ただしの後が続きまして、それが先ほど申し上げました金額確定した時点に出したことに關しては違法ではないけれども、運用面、手続面とか議会に対する進め方としての考え方として、もっと市側でしっかり整理する必要があるという意味でのご意見のようにも取っておりますので、法律的な解釈というよりも手続的な解釈でのご意見であったと理解しております。

増田議長 川村優子議員。

川村議員 その義務を負うというところで、今、全てそういった弁護士さんだけの所見をこうして公表していただいているんですけれども、様々な判例の中で、先ほども私、討論の中で言ったんですけど、その判例の中で、そういった義務を負うということに対しての判例はあるというふうに調べていただいていますか。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 2番目の弁護士さんのときにお聞きしたんですけども、行政手続法上、個別事例で結局判断するそうなので、今回の場合の事例での判例というのはないと、争った事例はないということで、ですので、弁護士としては法令違反にならないという判断もいただいております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 そういった判例のことも、同じパターンではないので、その判例というのはまた内容的には違う部分があると思いますけども、そこまで見ていただいているということですね。確認いたしました。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、吉村始議員。

吉村議員 今、再議に関しまして、地方自治法の第214条のことについては、弁護士さんの意見等、いただいておりますが、予算委員会の中で、地方自治法の96条の第1項第8号、いわゆる土地開発公社が財産を取得する場合の議会による承認、議決というのが、いわゆる土地開発公社は地方公共団体とはもちろん別法人でありますけれども、この後、将来的に自治体が購入すると。そのために公社が買うわけですが、これを買うに当たりまして、購入するに当たりまして、議会の議決がその時点で必要ではないかという議論があったかと思うんですが、これについては特に今回は出してこられてないと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

増田議長 もう一度お願いします。吉村議員。

吉村議員 もうちょっと分かりやすく言いますか。それだけ言うてもびんこないようであれば、インターネットでもすぐ今読むことができるんですが、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがありまして、これはインターネットでも簡単に見ることができますけれども、その第3条、法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、公社が買うときには価格は分かっていたわけですが、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の云々というのがございます。これについて今確認をさせていただいています。それが予算委員会では、委員からの指摘がありました。それに対する回答については今回出てきてはいないんですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。調べられたのか、見解をお伺いしたいと思います。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 再度の質問をありがとうございます。確認いたしましたのが、この流れで、仮ですよ、予算が12月補正予算について、その後、次の議会で改めて上程して議決いただく手続であれば問題ないということで、先に議決をもうておく必要があるのかということは、必要ないというご意見はいただいております。先に議決が要るかということですよ。

増田議長 吉村議員。

吉村議員 分かりました。そういうふうな、つまり土地開発公社と用地取得委託契約を締結する時点ではなくて、土地開発公社から実際に用地を買い取る時点という、つまり実際に自治体が買い取る時点ということですね。土地開発公社が購入する時点では不要だというふうな見解だということですね、市の見解としては。承知しました。

増田議長 梨本議員。

梨本議員 私、その後ちょっと調べたんですけど、今部長がおっしゃられた土地開発公社から実際に用地を買い取る時点というふうにおっしゃられていますけれども、私の調べた書籍の中では、

土地開発公社と用地取得契約を締結する時点で議決が必要というふうに書いている、そういった書籍もあるんですよ。だから、これについて本当にどちらなのかというの確認はされているのか、再度教えてください。

増田議長 調査が必要ですので、しばらくお時間をいただきます。
暫時休憩します。

休 憩 午後7時28分

再 開 午後7時37分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほどのご答弁、改めてお願いいたします。
高垣企画部長。

高垣企画部長 改めまして、よろしく申し上げます。

先ほどの吉村議員のご質問、土地を購入する当初に議会に議決、議案として出すべきではないのかというご質問ですが、違法か違法でないかといえば違法でないという確認はしておりますが、その理由といたしまして、債務負担行為のタイミングと同じで、いつ出すのかというのが、結局、当初には額も決まっておらなかったもので、決まった時点で議案として出せるということで、違法か違法でないかというたら違法ではないという確認はさせていただいております。

以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論につきましては、修正議決に賛成の方の討論から始めたいと思います。その後、修正議決に反対の方の討論という順番でお願いをいたします。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 修正案に賛成の立場で討論をいたします。

再議ということで、今再議をする理由について提案されました。しかし、この提案につきまして、私は先ほど修正案の賛成討論の中で申し上げた以上のことを改めて覆すようなものはございませんでした。

1つ申し上げたいのは、受援施設の必要性、これは重々分かっているわけです。受援計画も出てまいりましたし。ただ、公共施設マネジメント計画の中にある、言わば公共施設の総量の縮減、基本的には今ある施設をできるだけ複合化なり利用していくという計画があるわけですから、まずこの計画にのっとって受援施設の必要性について真剣に議論をして、それでもこの土地が必要なんだという形で議論を進めていただくべきではなかったかなというふうな思いがあります。必要性はあるんですけれども上位計画との関係で、やはりこの点については私、述べたことが覆るほどの理由にはならなかったなと思っております。

それから、法的な理由でありますけれども、先ほど言いましたように、法的に違法ではない。これ、よく使われるんですけどね、行政の方、違法ではない。確かにそういうふうに解釈もできるかもわかりません。しかし、手続において、法律論としては違法ではないと言えるけど、行政手続においては非常に私は問題があると思っておりますし、これについては解釈が法律上も分かれてくる問題だと思います。

住民の方にとってこのことがどうなんだというふうに問われたときに、やはり自信を持って、これは間違いないというふうに言えるほどのことでもなかったなと思っております。というのは、弁護士の理解が、債務負担行為が年度を越えてじゃないと駄目だとか、金額がはっきりしないと債務負担行為なんかできないみたいなことを書かれると、ちょっとその信用性という点についても、私はもうひとつ確証が持てないということがありますので、私としては、再議に付されましたけれども、修正案のまま賛成ということでいきたいと思っております。

以上です。

増田議長 ほかに討論はありませんか。

ただいま修正議決に賛成の方の討論でございました。

続いて、修正議決に反対の方の討論があればお受けをします。ほか、ないですか。終結してよろしいですか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件を電子表決システムで採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。ただいまの出席議員は13名であり、その3分の2は9名であります。なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、ご承知おきを願います。

お諮りをいたします。

本案をさきの議決のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

(賛成所定数以上)

増田議長 賛成多数であります。よって、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の再議の件は、さきの議決のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後7時45分

再 開 午後8時00分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第25、議第104号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第104号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,586万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億4,744万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国の総合経済対策に係る物価高対応子育て応援手当事業の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第104号議案につきましては、本定例会で設置をされております予算特別委員会に付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後8時01分

再 開 午後8時35分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいまペーパーレス会議システム等に配付をいたしております議事日程の記載のとおり、議第104号議案を日程に追加し、直ちに審査を行うことにいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

このことにつきまして、ご異議等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議事日程に記載のとおり、日程に追加し、直ちに議案審議を行うことに決定をいたしました。

それでは、追加日程第2、議第104号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査をいただいておりますので、審査結果の報告につきまして、委員長にその報告を求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 先ほどの本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第104号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第104号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてであります。

質疑では、いつ振り込まれるのかとの問いがあり、現在のところ未定である。国の補正予算が12月16日に成立し、次々と支給要領や交付要綱等の通知が届き始めている。内容をしっかり確認し、できる限り早く支給できるように調整したい。また、詳細が決まり次第、市のホームページなどでお知らせをすとの答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第104号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第104号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システム等の配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市市議会規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出をされております。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出どおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了をいたしました。

去る4日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見、要望を真摯に受け止められ、令和7年度事業の執行並びに令和8年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月4日に開会されました令和7年第4回葛城市議会定例会が19日間の全日程を終えさせていただきました、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市のさらなる発展のため鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

増田議長 以上で令和7年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後8時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 増田 順弘

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 鶴本 義明

署 名 議 員 速水 一生